

まちづくりの基本条例(仮称)の制定に向けて

第7回(3月4日)及び第8回策定検討委員会(4月23日)が開催され、委員会としての条例案がまとまりましたので、その内容をお知らせします。

第7回検討委員会

条例中の議会に関する項目について、町議会と意見交換を行いました。

策定委員会会長から、我々が目指す基本条例は、町民と町議会と町長との協働のまちづくりを目指しているもので、町民と町議会の関係も、町民の意見がもっと議会に取り入れられるよう、議会独自の基本条例を作つて欲しいと委員から意見があったことを伝えました。

これに対し町議会議長からは、議会基本条例について議会も議論してきたが、今は町が作る基本条例に議会で検討した4項目議会の役割、議会の責務、議員の責務、議会の組織等)を盛り込んでいただき、その内容を徹底して進め、そ

の過程で議会基本条例についても検討して行きたいとの回答がありました。

第8回検討委員会

第6回検討委員会で議論した第9章及び第10章について下記のとおり条文案を決定しました。

また、今回で最終章まで全ての検討を終えたことから、委員会としての条例案を決定しました。

パブリックコメント等の実施委員会でもとめた基本条例案について、6月中にパブリックコメントを実施します。

パブリックコメントは、この基本条例にも盛り込まれた事項ですが、今後、町が重要な条例や計画を策定するに当たり、町民の意見を聴くために、事前に案を公表し、意見をいただき、その意見に対する考え方も公表する制度ですが、今回は検討委員会でを行います。また、検討委員会では、本条

例案について住民説明・意見交換会も計画していますが、日程につきましては、後日、回覧等でお知らせいたします。

第2回まちづくり

講演会の開催

町では、検討委員会において基本条例案がまとまり住民との意見交換会を開催することから、これに向けて昨年8月に続き、2回目の「まちづくり講演会」を開催します。

講師は、1回目に引き続き、北海学園大学法学部の横山純一先生です。

先生は、これまで道内各地で基本条例の策定に携わられており、今年も函館市の懇話会で会長を務められるなど、まちづくりに精通された方です。今回も貴重なお話を伺えると思いますので、町民皆さんの参加をお願いします。

日時 6月4日(水)
午後7時開会

場所 幌延町公民館

第9章、第10章の条文原案

第9章 まちづくりの基本方針 (安全安心なまちづくり)

第32条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めます。

2 町は、災害等が発生したときは、町民、事業者及び関係機関などとの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに町民の安全・安心の確保に努めます。
(人と自然との共生のまちづくり)

第33条 町民と町は、豊かな自然と恵みの大地を将来に向けて子孫に引き継ぐため、人と自然との共生のまちづくりを進めます。

2 町民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用と省エネルギーの推進に努めます。

3 町民と町は、資源循環型社会のまちづくりを進めます。
(子育てと人づくりの推進)

第34条 町及び事業者等は、“子どもは国の宝、社会の宝”実践のため、誰もが安心して子どもを産み、育てることができ環境づくりに努めます。

2 町、学校、地域、事業者等及び家庭は、連携して子どもの安全確保と教育の充実に努めるとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域社会全体で子育てを推進します。

3 町は、“まちづくりは人づくり”の観点から、思いやりの心を持ち、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたち

を育成するとともに、郷土に誇りを持ち、学びを生かした地域づくりに取り組む人材の育成など、町を支える人づくりを積極的に推進します。
(地域情報化の推進)

第35条 町は、情報通信技術を活用して、豊富な情報と知識による文化的創造的な生活と先進的効率的な社会経済活動の実現に向けて、地域の総合的で高度な情報化を推進します。

第10章 最高規範性等

(最高規範性)

第36条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 町は、他の条例等の制定及び改廃又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて整合性を図ります。
(条例の見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例が幌延町にふさわしいものであり続けているかどうか等を、町民を含めて検討します。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例の改正等必要な措置を行います。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。